八代市居宅介護住宅改修費等受領委任払制度契約書

八代市（以下「甲」という。）と住宅改修施工事業者　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、八代市居宅介護住宅改修費等受領委任払制度実施要綱（平成２６年八代市告示第９１号。以下「実施要綱」という。）の規定による受領委任払に関する契約を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この契約は、実施要綱に基づき、甲が行う介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第５７条に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「居宅介護住宅改修費等」という。）に係る自己負担額の軽減及び生活の安定に寄与することを目的とする。

（義務）

第２条　乙は、被保険者の住宅改修（法第４５条第１項に規定する住宅改修及び法第５７条第１項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）に関し、被保険者が契約する法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者と連絡調整を行わなければならない。

２　乙は、被保険者の住宅改修に関し、他の被保険者との公平性・公正性を確保しなければならない。

３　乙は、被保険者の住宅改修に関し、被保険者にとって効果的なものであるかを十分に検証し、華美な建具等の取付けや不必要な改修を避けるなど、介護給付の適正化に努めなければならない。

（契約の解除）

第３条　甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

　（１）　正当な理由がなく、この契約を履行しなかったとき。

　（２）　実施要綱又は関係法令に違反したとき。

　（３）　乙の責めに帰すべき理由により対象者に対して損害を与えたとき。

　（４）　この契約を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

（契約の期間）

第４条　この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（契約の更新）

第５条　前条に規定する契約の有効期間が満了する１月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がなされないときは、この契約は１年間更新されたものとし、以後の期間においても同様の扱いとする。

（変更の届出）

第６条　乙は、所在地、代表者氏名等が変更になった場合は、速やかに甲に対し変更届を提出しなければならない。この場合において、変更届の様式は任意とする。

（疑義の解明）

第７条　この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して決定することとする。

この契約の成立を証するため、本通２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　年　　月　　日

甲　　所 在 地　　　熊本県八代市松江城町１－２５

名　　　　称　　　八代市

代　 表 　者　　　八代市長

　　　　　　　　　　乙　　所 在 地

名　　　　称

代表者職氏名